

長期継続契約対象業務

令和5年度

委託第50号

いきいき館等一般廃棄物処理業務委託

仕様書

(長期継続契約・3年)

おいらせ町 下前田 外 地内

おいらせ町

1. 総則

この仕様書は、業務の大要を示すものであるから、本書に記載されていない事項であっても、現場の状況等により必要と認めた事項は、発注者と協議の上実施することとする。

2. 履行期間

令和5年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

3. 業務場所

- 地域福祉センター（いきいき館） おいらせ町下前田158-1
- 福祉プラザ（のびのび館） おいらせ町堤田196-1

4. 業務内容

いきいき館及びのびのび館から排出された一般廃棄物を運搬処理する。

収集日：月・木曜日（休日の場合は翌日とする）

5. 排出見込量

- | | |
|-------|---------------------|
| いきいき館 | 可燃ごみ：1回約50kg |
| | 不燃ごみ：1回約10kg（月2回程度） |
| のびのび館 | 可燃ごみ：1回約20kg |
| | 不燃ごみ：1回約10kg（月2回程度） |

6. 提出書類

- (1) 業務着手届
- (2) 業務担当者通知書
- (3) 業務完了届（毎月・年度）
- (4) その他委託者が必要と認める書類

7. その他

この仕様書において定めのない事項について疑義がある場合は協議し定めるものとする。

※長期継続契約にかかる留意事項

1. 業務期間中は、基本的に最低賃金及び社会保険料等（以下「最低賃金等」という。）の変動による変更契約は要しないものとする。ただし、最低賃金等が大きく変動したことにより、最低賃金等の確保が困難となる場合は、発注者と受注者が協議により変更契約できるものとする。
2. この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるため、発注者はこの契約を締結した会計年度の翌年度以降において、歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削減された場合には、この契約を変更又は解除することができる。
 - (1) 2. の場合において、この契約を変更又は解除しようとするときは、速やかに受注者に通知するものとする。
 - (2) 2. の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は受注者に対して損害賠償の責を負う。この場合における賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。